

≪市第 58 号議案関連資料≫

横浜市消防団の設置等に関する条例の一部改正

1 改正の趣旨

横浜市には、18 行政区に 20 消防団が設置されており、中区には「伊勢佐木消防団」「加賀町消防団」「山手消防団」の 3 つの消防団があり、中区以外は、1 行政区に 1 つの消防団となっています。

この度、中区の 3 つの消防団を統合し、「中消防団」とするため、条例改正について提案するものです。

2 統合に至る経緯等

(1) 時代背景

昭和 23 年に施行された消防組織法に基づき、「伊勢佐木消防団」「加賀町消防団」「山手消防団」の 3 つの消防団が設置され、現在に至っています。

(2) 消防団による協議結果

同一区に 3 つの消防団があることで、「消防団員の確保」や「大規模災害発生時の情報共有」などに課題があり、当該消防団における度重なる協議の結果、**「中区の 3 つの消防団を 1 つに統合すべき」**との結論に至りました。

(3) 消防団長会への情報提供

3 つの消防団の協議結果について、市内の各消防団長で構成する「消防団長会」に情報提供しました。

3 改正の内容



4 施行日

令和 6 年 4 月 1 日